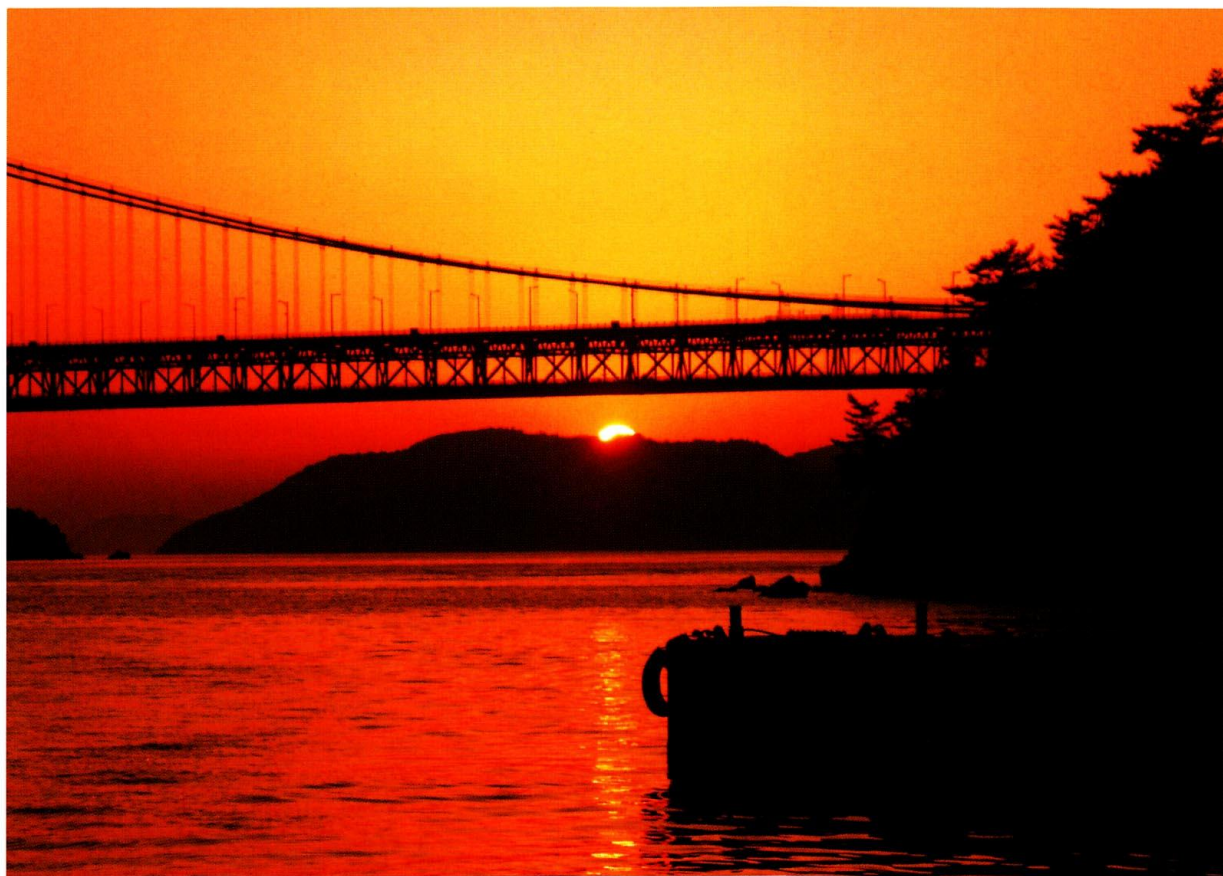


2011
2
No.531

大阪保険医雑誌

特集 ヒトよりモノの日本医療

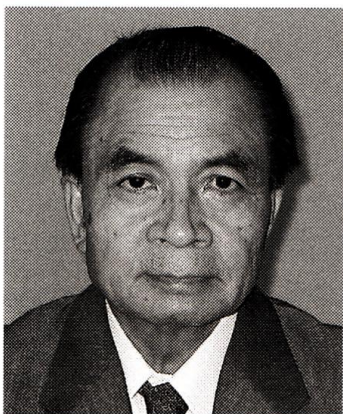


テキスト || 有効だった運動器の痛みに対する
漢方治療



大阪府保険医協会

なぜ兵庫県民間病院協会は消費税 (付加価値税)訴訟に踏み切ったか



Sizuo Yoshida

吉田 静雄

医療法人中央会尼崎中央病院 理事長

昭和5年11月5日生
 昭和30年3月 大阪大学医学部卒業
 昭和32年4月 米国留学（フルブライト交換留学）
 昭和36年4月 大阪大学外科学第一教室（副手）
 昭和40年7月 大阪労災病院勤務（第二外科部長）
 昭和55年7月 大阪厚生年金病院勤務（外科部長）
 昭和57年7月 医療法人中央会尼崎中央病院理事長に就任

消費税訴訟に至った理由、目的

過去数年間、毎年のように日本医師会、四病院団体協議会などは、医療費は消費税が非課税となっているため、売り上げに対して患者からは消費税分は受け取れないにもかかわらず、仕入れには消費税がかかっており、医療機関に対して大変な損税となっていることを訴え、その是正を求めて、国に要望書を提出してきたが、消費税は診療報酬に含まれているということで、そのまま放置されてきた。

消費税は診療報酬に組み込まれているか？

国（財務省、厚生労働省）の説明は社会保険診療報酬の中に消費税分は既に組み込まれている、それを医師会も了承したというものであった。

しかし、過去2回、組み込まれた消費税1.53%分はその後の相次ぐ診療報酬引き下げ（過去10年間でマイナス8%）で、既に消え去っている（表1）。

病院団体の調査でも一病院あたり3000万円から7000万円の損税、介護老人保健施設でも平均600万円の損税となっている。私立医科大学では一病院平均3億6000万円の損税といわれている。

表1 改定率の推移

	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
診療報酬	1.7	1.5	1.9	▲1.3	±0	▲1.36	0.38	1.55
薬価等	▲1.32	▲2.8	▲1.7	▲1.4	▲1.0	▲1.8	▲1.2	▲1.36
診療報酬+薬価等 (ネットの改定率)	0.38	▲1.3	0.2	▲2.7	▲1.0	▲3.16	▲0.82	0.19

（厚生労働省HPより）

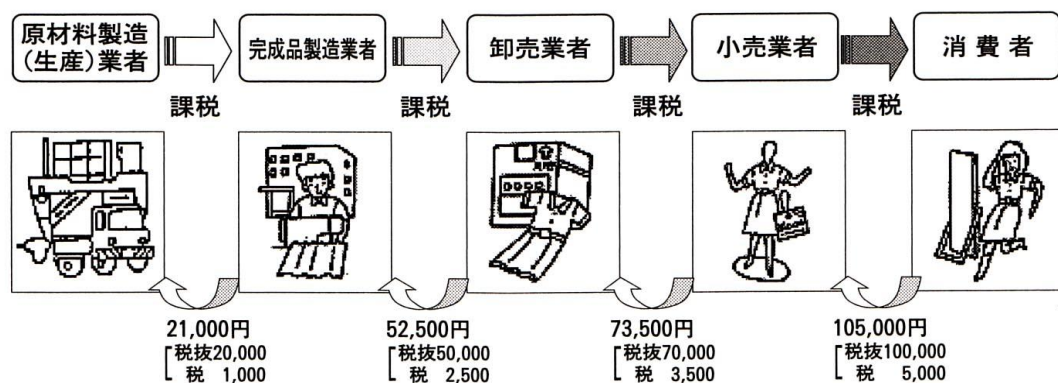
消費税は、通常事業者が売り上げの際に預かった消費税から仕入れにかかった消費税分を控除し、その差額を納付する多段階課税である（消費税法30条、1項）。消費税法における非課税取引とは非課税である故に売り上げ税額は発生しないことになる。その為仕入れ税額控除が出来ない取引となる（消費税法2条9項）。

それ故、医薬品、診療材料などの仕入れにかかった消費税分は仕入れ税額控除がみとめられてないのである。また診療報酬は国による公定価格であるため、その報酬において、仕入れ税額相当分の負担を上乗せすることもできないのである。

消費税はこれまでわが国の税制度にない 全く新しい税制度であった

この消費税制度は、これまで日本国民が経験している税金と全く違った仕組みの税制度であるた

図1 多段階課税の仕組み



(財務省HPより)

めに、この仕組みを医師会役員をはじめ、病院団体関係者はまったく理解していなかったと思われる。財務省(旧大蔵省)も医療関係者にその仕組み、医療費非課税の意味を詳しく説明したとは思えない。

厚生労働省の役人ですら、当時3%の消費税分を診療報酬の中に入れておけばすむものと思っていたし、現在でもそのように主張している。また5%になったときでも2%分(合計1.53%)を上乗せしてそれでよいものと思っている。

各医療機関によって仕入れにかかる消費税額が異なる医薬品や、診療材料費、更に医療機器の購入費や、維持費その他建物の維持費などすべての消費税額を正確に把握するのは不可能である。

日本医師会の資料によれば、医療機関の規模にかかわらず、控除対象外消費税の金額は社会保険診療報酬に対して約2%を上まわっている。これがいわゆる増税となっているのである。上乗せされた項目は数千項目ある内の36項目(日医ニュースH22.10.20)に過ぎない。制度変更でその後、包括、引き下げ、変更されたりした項目もある。

税の公平性と憲法違反

税は公平で透明性の高いものがある必要がある(菅直人首相の発言-朝日新聞記事H22.2.1)。医療機関に対する消費税は不公平税制そのものである

り、これは憲法に保証する平等の原則(憲法14条1項)に違反している。

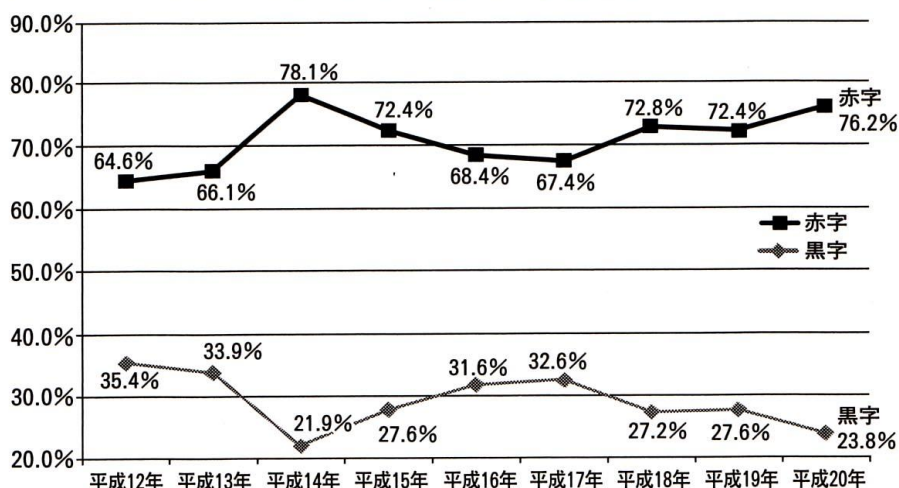
病院は現行の消費税法により仕入れ税額控除の出来ない一方的な負担を強いられ、経営を圧迫されている。また医療崩壊の一因ともなっている。病院の医療費(診療報酬)を

非課税とするならば、それに対する手当は消費税法で規定されなければならない。それを規定しない消費税法は憲法84条(「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」)にも違反している。厚生労働省の官僚が適当に計算して消費税分を上乗せして済むものではない。新しい法律に基づいた方法で計算し100%正確なものでなければならない。

私たちは、当初診療報酬に消費税を組み入れた医療費非課税制度そのものが間違っており、医療機関に一方的な負担を強いるものであると考える。

これは公平で適正な税のあり方を保障した憲法にも違反している。

表2 医業収益・医業費用等に関する年次推移データ



(全国公私病院連盟・日本病院会調査報告書より)

消費税を付加価値税(VAT)に名称変更を

消費税は前述のごとく、多段階課税の付加価値税である。これはわが国にそれまで存在しなかった新しい税制であった。そのため医療関係者をはじめ、多くの国民は消費税の仕組みそのもの(医療費非課税の意味)を十分理解していなかった。理解できたのは旧大蔵省の役人と、一部の専門的知識を持った人に限られていた。国、財務省はその仕組みを十分われわれ医療人に説明してこなかった。国はその為に年間5千億円以上の利益を得ていることになる。これは本来、医療機関が受け取れるはずのものである。仮にこの金額が医療機関に返還されたとしても、年間1兆円以上も投入されている公的病院への繰入金(交付金)を減らすことが出来れば誰も損はしないはずである。患者は課税制度になっても、税率をゼロにすれば税金は支払う必要は無い。

消費税という言葉では素人はその仕組みを理解しにくい。この際、消費税をヨーロッパで使われ

ているような付加価値税VAT(Value Added Tax)に言葉を換えるよう提案したい。その方が実際の消費税のあり方(多段階課税)を伝えていると思われる。またこれを確実に実行するためにはインボイス方式(消費税明細書の送り状)を取り入れるしかない。また不公平税制を無くすためには、納税者番号制度が必要である。

世界に誇れる医療制度を守るために

今の制度のままでは、更に消費税が値上げされた場合、既に始まっている医療崩壊が更に加速するのは明らかである。医療崩壊が進めば、病院の数は今より更に減少する。特に二次救急の8割以上を取り扱い、税金を支払っている民間病院が減少する(表2、図2)。

いつでも、どこでも医療機関にかかることが出来る世界に誇れる国民医療を守るために、兵庫県民間病院協会は全国の医療関係者の切実な要望にこたえて訴訟に踏み切った。関係各団体の皆様のご賛同とご協力を宜しくお願いします。

図2 消費税で病院はつぶれる

